

==== 公布された規則のあらまし ====

◇違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

道路交通法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 違法駐車に対する措置として運転者等又は使用者等が県に納付すべき負担金の額について定めた規定中、当該額を定める根拠となる道路交通法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成20年6月1日とする。